

平成30年度第12回神石高原町農業委員会総会議事録

集年月日	平成31年3月27(水)			
召集場所	神石高原町三和協働支援センター1階会議室			
開会時間	午後1時30分	閉会時間	午後3時3分	
出席農業委員	1番	美田 雅彦	2番	小川 玲子
	3番	向 靖弘	4番	小坂 貢
	5番	伊勢村 春行	6番	小里 千恵子
	7番	正木 正二	8番	井上 賢市
	9番	圓道 夕美子	10番	立原 孝生
	11番	大埜 益旨	12番	若林 宏明
	13番	伊勢村 正治	14番	佐伯 知省
	1番	矢田貝 幹輝	2番	田村 哲郎
	3番	今井 正勝		
			6番	三原 正義
	7番	横儀 秋弘		
			10番	川上 恵
			12番	山内 功雄
			14番	小寺 寛治
欠席した農業委員				
議事録署名委員	5番	伊勢村 春行	6番	小里 千恵子
出席した職員	事務局長	井上 小百合	事務局	山村 博樹
	事務局	平田 賢礼		
	臨時職員	守多 三郎	臨時職員	渡邊 由加利

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 会長挨拶	
3. 欠席者報告	
4. 議事録署名委員選任	
5. 議 事	
議案第1号	平成30年度農用地利用集積計画(55号)について
議案第2号	農用地利用配分計画原案の内容確認及び意見聴取について
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号	農地法施行規則第17条第2項の規定による指定地区の登録申請について
議案第6号	農地法関係事務処理ガイドラインの改正について
6. その他	
7. 閉 会	

開 会	事務局長	ただいまから平成30年度第12回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが本日の欠席者はいません。従いまして農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は14名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いいたします。
	議 長	それでは議事に入りますまでに本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。5番伊勢村委員、6番小里両委員にお願いいたします。
第1号議案	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「平成30年度農用地利用集積計画(第55号)について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局長説明)
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。先程説明がありました第1号議案につきましてご意見ご質問ありましたらお願いします。
	1 番	解除条件付賃貸借設定というのはいつでも解約できるということですか？これは一般の利用権設定する時も可能ですか？
	事務局	解除条件付賃貸借の設定というものが定款の上で農業を主とした会社でない場合で用いるケースが多くありましてテレファームにつきましては農業分野に参入するということでそういうところもうたっているわけですが貸し主からして適正な管理がされていないという事が発覚した場合には申し出によって解除することが可能という整理をするために解除付の賃貸借契約の設定ということで。
	議 長	借り手が株式会社の場合、農家から土地を借りて実際買った形式はとっておくが契約通り耕作はされてないよ、そうした場合は無条件で解除ができるよという。これは相手が株式会社で先程話がありましたように定款に美たんぼさんのように農業中心の株式会社の場合はこういう事は必要ないのですが一般の株式会社が耕作する場合賃貸借契約する場合は解除条件付をつけておけば契約を履行しない場合はいつでも一方的に解除できますよという内容です。あまりないです。一昨年ですがカスタムさんがいちごをハウスでやっておりますがこれが解除条件付で行なっています。
	10番	10番立原です。もしよろしければ新しく新設された法人神龍ファームを教えてください。もう一つ山本栄さんという方が大埜さんと契約をされている。お父様からその下に同じ方が賃貸借の契約をされていると思うのですがこれは水稲と畑を分けてされているのですか？
	事務局	まず1点目の法人の設立についてなんですが神龍ファームについては昨年12月に提案させて頂いたところなんですけど締め切り後に提出があったものについて今回あげさせてもらっています。神龍ファームは畜産をメイン

		とされた法人で水稻の作付けもされているという法人です。本日は設立までの資料はもってきていなかったのですが昨年平成30年度中に設立をされて法人設立前については利用権設定をして構成員であっても個人としての大迫さんから法人神龍ファームへ貸し付けるといったもしくは議案番号6-2の横溝さんから神龍ファームへ貸し付けるとい様な法人への貸付という事で整理させてもらっています。もう1点お問い合わせの10ページの7-1、7-2についてですがこちら農業者年金の関係がございましていずれも10年以上の設定になるようにということで整理をする中で里山ファーム大埜さんが契約された田については水稻作付けをということで10年以上の設定をすることで山本勝義様の農業者年金の受給を維持するという事で整理させて頂いています。通常であれば担い手に貸し付けることで第三者への移譲はどうかという事があるのですがこちらにおいては法人については10年以上の設定をする場合農業者年金の受給に関しては損得をされるということでそのように整理させて頂いております。
	議 長	7-1では山本栄さんが大埜さんに貸しているのでしょうか？7-2では山本栄さんが山本勝義さんから借りているんです。出して入れるならなぜ？ということでしょう。
	事務局長	7-1の山本栄さんから里山ファームへ貸してあるのは先程話がありました山本勝義さんが年金受給者になります。山本栄さんに大体は経営移譲で貸してあって山本栄さんから里山ファーム大埜さんに貸し出します。7-2は見て頂ければと思うのですが番地が違います。親子関係での貸し借りの対象となります。本人さんから息子さんへとなります。
	議 長	山本栄さんが農業者年金をもらうためにではない？
	事務局長	山本勝義さんが農業者年金、経営移譲年金を受給されていますので山本栄さんの方へ経営移譲されています。全部今まで貸してあったのを第三者へ貸される対象農地と自分の息子さんが経営される農地を分けたということ。権利を設定するものという所の名前が違うので違和感があるかと思うんですけど全部の農地の田んぼの部分が里山ファームさん畑の部分は息子さんへということで整理できています。経営移譲をされた年が分かりませんけどずっと経営移譲されて山本勝義さんは農業から引退をされているといった状態です。
	議 長	先程話がありましたように新たにここにテレファームというのが3町5反ほど入ってきました。これが今度野菜を耕作されるということで高原町に新たに入植をされた農家であるということでございます。他にございませか。第1号議案について採決をとらせて頂きます。
	議 長	議案第1号「平成30年度農用地利用集積計画（第55号）について」申請通り異議無き旨回答することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 （全員賛成） 多数でございまして異議無き旨回答することとします。
第2号議案	議 長	議案第2号「農用地利用配分計画原案の内容及び意見聴取について」を議

		題とします。説明をお願いします。
		(事務局長説明)
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。 ございませんか?無いようでしたら採決に移らせて頂きます。
	議長	議案第2号「農用地利用配分計画原案の内容及び意見聴取について」申請通り異議なき旨回答することに賛成の農業委員会の方の挙手をお願いします。挙手全員でございますので異議なき旨回答することとします。
第3号議案	議長	議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査を行っています。3-31、3-32について山内推進委員報告をお願いします。
	12番	小畠地区担当の山内です。受付番号3-31、3-32について隣地でありますので一緒に報告させていただきます。場所は役場本庁より北へ6キロの上阿下地区にあります。譲り渡し人の小川さんと譲り受け人の瀬尾さん、橋本さんにつきましては阿下地区で隣家でありました。小川さんが福山のほうへ出られて耕作するのに遠隔地でありまして非常に遠いということで今回このような申請をされたわけであります。3月23日に若林農業委員と私と申請者であります瀬尾さん、橋本さんの4名で調査を行いました。申請農地の譲り渡し人が遠方におりまして耕作することが困難で既存農地の近所の所有者であります譲受人の瀬尾さん、橋本さんが耕作するのに便利でありますので譲り受けるものです。いずれの案件につきましても何ら問題ないと思われま。審議のほどよろしくをお願いします。
	議長	ありがとうございました。続きまして梶井さんの案件について三原推進委員報告をお願いします。
	6番	下豊松、有木地区担当の三原です。受付番号3-33について報告します。場所はトマト団地入り口より北東へ400mほどいったところにあります。譲り渡し人は耕作不便のため手放すものでありまして現地、立ち木はないですがかやが群生している畑地でございます。譲り受け人は先月農業委員会で承認頂きましたトマト団地の中の一区画を取得された方です。協議のほうよろしくをお願いします。
	議長	ありがとうございました。続きまして入江さんの案件小寺推進委員報告をお願いします。
	14番	高蓋、木津和地区担当の小寺です。3-24について報告します。位置ですが高蓋郵便局より南へ約2.5キロの桑木班になります。調査日ですが3月22日に佐伯会長と調査を致しました。また親戚の方にもお話を聞くことができました。調査内容ですが譲渡人は耕作することが難しく譲り受け人は規模拡大を図るものでございます。農地については第2種農地にな

		ります。写真を見て頂きますと奥の方にトタン小屋がございますがこれは壊して畑にされるといふことでございます。また近所の親戚の方の話にございますとこの案件は何年か前かは分かりませんが以前に売買契約をされていたようですが最終的な登記に至ってなかったという事で今回正式な登記をしたいのが理由のようです。以上です。
	議長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。ございませんか？無いようでしたら採決に移らせて頂きます。
	議長	議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第4号議案	議長	続きまして議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしています。5-35、5-36、5-37の案件について小寺推進委員報告をお願いします。
	14番	5-35について報告をお願いします。場所ですが高蓋郵便局より南東へ2.5キロ、町道の高蓋日別レ線がございますがそれに近い中国バス停の近くでございます。調査日は3月22日に佐伯会長と調査を行いました。この土地は原野状態の休耕地です。第2種農地です。所有権は移転して太陽光発電パネルを設置の計画です。経済産業省の再生可能エネルギー発電施設認定済みです。被害防除措置計画書、工事請け明細書等揃っており問題ないと思われまふ。ページ30の写真ですが上の方に民家の家があるように写っていますが現在は取り除いて空き地になっております。5-35については以上です。続きまして5-36について報告します。場所は同じく高蓋で県道高蓋荒谷線と町道高蓋日別レ線の交点、日別レ三叉路から南へ約500mのところからずっと行きまして府中市の箱田苑がある近くにあります。調査日ですが3月22日に佐伯会長と調査しました。ここは農振農用地区域外で第2種農地になります。譲渡人は高齢で何年も耕作されておらず現況原野状態です。譲り受け人は借り受けて資材置き場、まさ土を置かれるようですが進入路等に利用されるようです。周辺に民家もないので問題ないものと思われまふ。ページ31の写真の中に小さく他の番地が載っていると思ひますがこれも一緒に買い受けて資材置き場にされるようです。続きまして5-37について報告します。これも高蓋で高蓋郵便局から南東へ約2.5キロのところ町道日別レ線の近くになります。3月22日に佐伯会長と調査をしまふ。地目は畑ですが現況草地で休耕中でございます。第2種農地になってございます。譲り渡し人はこれからも耕作する予定がないので太陽光発電を運営する、譲り受け人は太陽光施設を設置するものでございます。再生可能エネルギー発電施設認定済みで

		すし周辺農地、民家にも影響がないものと思われます。計画書等許可の要件を満たしていると思います。以上3件報告をお願いします。
	議長	ありがとうございました。続きまして5-38、5-41につきまして江草推進委員をお願いします。
	3番	3番向でございます。江草委員が欠席ですので代わりまして5-38について報告いたします。去る25日に施行業者のウエストエネルギーソリューションの内藤さん、江草委員、私と3人で現地調査を行いました。場所は時安の一番東にあたるところでございますが久留美というところがございまして集会所のすぐ北側のあたりです。航空写真は33ページ、写真綴りは8ページであります。33ページの航空写真を見て頂いて旗がたっております。ちょうど上の家が山本さんの家でございますがすでに誰も住まわれていません。山本さんも倉敷に出ておられまして現在その畑は桜の植木があつてほとんど耕作されていない状態です。今後も帰る見込みがなく耕作できないということで周辺にも影響がないということで問題ないように調査しました。続きまして5-41につきまして報告します。先月、総会で出た土地のすぐ道を挟んで反対側ですが時安中央線からゴルフ場の方へ200m入ったところの場所です。譲り渡し人の宗綱さんと江草推進委員と3人で調査しました。これも先月出た畑の反対側の田んぼということでその周辺は全て宗綱さん所有地でありまして問題はないというふうに見せて頂きました。以上です。
	議長	ありがとうございました。続きまして5-40の案件今井推進委員報告をお願いします。
	3番	安田、仙養地区担当の今井です。受付番号5-40について報告します。場所は国道182号線小吹から県道加茂油木線を南に1キロ入った場所にあります。3月24日に美田農業委員と私とで調査しました。申請のあった農地は農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地で第2種農地です。周辺の農地や民家にも影響はないものと思われます。経済産業省の再生可能エネルギー発電施設認定済みで設計書、資金証明、土地利用計画書、被害防除措置計画書等許可の案件を満たしていると考えます。審議をよろしくをお願いします。
	議長	ありがとうございました。続きまして5-42、5-43の案件について田村推進委員報告をお願いします。
	2番	東油木、いちば、南油木地区担当の田村です。受付番号5-42、5-43について報告します。場所は油木支所から東へ2キロの宗兼地区というところにあります。3月21日に井上農業委員と譲り渡し人の黒川典宏さん同行のもと調査しました。申請のあった農地ですが譲り受け人が事業を拡大させるため建築資材、足場の資材置き場として利用するとのこと。農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地であり周辺の農地や民家にも影響がないものと思われます。資金証明、土地利用計画図、被害防除措置計画書等許可の案件を満たしていると考えます。また進入路の幅員も十分確保されていて資材の搬入及び搬出についても問題はな

		いと思われます。ご審議をよろしくお願ひしませう。
	議 長	ありがとうございます。続きませう5-44についで横儀推進黨員報告をお願ひしませう。
	7番	牧、田頭地区担当の横儀です。5-44の案件についで説明しませう。3月25日に伊勢村農業委員と私と代理人でありますウエストエネルギーソリューションの内藤さんと3人で現地を確認しませう。現地は県道、牧油木線ちょうど後藤組の事務所川向かい所でありませう。譲り受け人は現在県外に在住のため今後も耕作をしなないので土地の有効活用手段として太陽光発電設備を設置をするとの事でした。周りに何ら影響を与えることも他の農地に影響を与えることもないものと思われます。ご審議の程よろしくお願ひしませう。
	議 長	ありがとうございました。続きませう5-45についで矢田貝推進黨員報告をお願ひしませう。
	1番	城山、西油木地区担当の矢田貝です。受付番号5-45についで報告しませう。場所は油木図書館から北西へ1.2キロの場所へありませう。3月21日に小里農業委員と神石砕石の村上さん同行のもと調査しませう。申請地は災害により土砂が流入して農地として使用できないことで神石砕石が譲り受けませうして残土処分地として埋め立てて資材置き場として使用したいとのことでした。周辺農地への影響ないものと思われます。ご審議の程よろしくお願ひしませう。
	議 長	ありがとうございました。続きませう5-39の案件山内推進黨員報告をお願ひしませう。
	12番	失礼しませう。受付番号5-39についで報告しませう。場所は役場本庁より南へ約500mの場所へありませう。航空写真では34ページにありませう。3月23日に若林委員と借受人でありますSAWADAの横木さんと私の3人で調査を行いました。申請農地の譲渡人は高齢でありませうして申請地を維持管理することが困難であり借り受け人に賃貸し有効利用するものがあります。借受人は申請地を借り受け当農地に売電用太陽光パネルを設置しませう。申請書類等揃っており、また周辺の農地や民家にも影響がないものと思われます。審議のほどよろしくお願ひしませう。
	議 長	ありがとうございます。議案第5号に対します調査結果の報告を頂きませうした。ご意見、ご質問ありませうしたらお願ひしませう。
	10番	10番立原です。最近、太陽光の申請が多い中で個人が申請を出される方が多いので気になってネットで調べてみたりしたのですが例えば買い受け人の方が賃貸マンションの一室だったり個人の方なんですけど今、一件気になってもう一度確認したんですけど5-44の佐藤さんという方住所がいくら検索してもヒットしなかつたんですけど本人は来られたと思うんですけど設備の仲介だけされていると思うんですけどそういった場合のあとのメンテナンス等きっちりできるかどうか確認して頂きたいなと思うんですけどよろしくお願ひしませう。

	7番	この件についてお答えします。この件は上原さんから佐藤さんへ所有権移転してその間にウエストソリューションが仲介に入って佐藤さんへ太陽光発電を斡旋したという形になっています。佐藤さんは他にも太陽光をされているようです。色々、話をしてみてこの代理人の内藤さんは他にもその日のうちに2、3件現地に出回っていて斡旋みたいな形でやられているようです。資金面も書類も揃っているのでは問題ないと思われます。
	10番	了解しました。
	議長	仲介業者が施設は設置業者に頼むのでしょう施行業者に。
	7番	空いた土地をずっと見て回るのでしょうか。
	議長	設置業者が自ら太陽光施設を設置する場合と買い手があれば土地と合わせて施設も売るというやり方の2通りをやっとる業者がけっこう多いようです。農業委員会のところへ仮に会社名で5条申請が出てきて許可が出た後に完全に太陽光発電が稼働してからでもその施設を土地込みでオーナーを探しだして売りつけるというそういう商法が今太陽光の業者の中では頻繁に行なわれているようです。ですから実際ここで許可したものが次に調べてみたら所有者が許可した人以外になっている可能性もあるんです。これは我々の所でチェックのしようがないという。恐らくこれらが完全にそういう形態だと思うんです。設置する前に最初から斡旋業者の名前を出さないでオーナーの名前で登記をして逃げるといったやり方だろうと思うんです。
	10番	それだったら現地調査に行っても申請をされた方が直接来ないという方が多いんですか？僕が行ったときも代理人、それは会社の上司ということで来られたんですけども。これは本人さんなのか、代理人の方が来られたのか。
	事務局長	佐藤貴幸さんにつきましては委任状にも住所が。直筆で書いてありまして。
	10番	ネットでは地番確認ができなかったんですよ。大体地番だけはヒットするんですけど。
	事務局長	書類としては5条の関係の手続きの一切の権限を委任するという委任状を頂いておりますので間に入られた株式会社ウエストエネルギーソリューションの方が立会いも含めてされているんだと思います。
	議長	特に今月太陽光の申請が多いわけですが各業者が経済産業省の方から太陽光の設置許可を取りながらまだ未だ設置をしていない施設が大量にあるようです。3月末までに一定のめどがついていないものについては今まで与えた許可を全て取り消すという方針になっているようでございますので各業者が持っておる許可案件について急いで今売りにかかっているといえますか自ら設置をするという形態になっておるようです。4月以降新たに申請したのものについては現行価格ということになりますので27円くらいで許可になったものを相当業者のところまでストップしているのだらうと思います。という事で県内でも全体でも太陽光の申請が莫大に先月辺りからきております。4月以降はこれが減るのかなあという気もするのですが。

	事務局長	今申請があがっているのは18円の契約のものが出ております。14円になったら事業費と採算が合わないのでぐっと減るんじゃないかなという話は業者がされていましてので会長さんが言われたようにまだ出てくるのは高い金額の時かもわかりません。
	5番	会長さんが言われたように自分の名前にしてこういう許可を得て転売するということがございますがそこらがよく分からなかったのですが。
	議長	そういう事です。
	5番	転売してリベートで高く売って。
	議長	そこらはどういう取引になるとるか分からないが要するに会社側が許可をとって施設をしてそれを自分で運営するんじゃないかとどなたかへ土地と施設を売りつけると。
	5番	それはもちろん転売です？
	議長	それは完全に転売方式が行なわれとるらしいです。今、農業会議の会議でも常に出るんですが先程言いましたように転売方式が頻繁に行なわれているということになると20年後中電との契約が完了した時点においては恐らく大幅な買い取り価格が引き下げになるでしょう。その時点においてはどのような方法を彼らは取るのかなという。そうなった場合は現在の施設を全部撤去してさら地にしてくれるのが望ましいですが下手をするとそのまま投げられたら太陽光が相当普及した地域では景観上とんでもないことが起こるなという危機感をみなさん持っておられます。という事で経済産業省の方で1日も早く歯止めがかけられるような法整備をしてもらうように要請する必要があるんじゃないかなと各地区から出ております。農業委員会としてそこまでの規制を求められていないという事で仮に倒産しても施設がある限りは発電を続けておりますので銀行さんは電気代が入ったら優先的に貸付金を天引きするような制度になっておるようです。大体10年くらいで返済するような契約をされているようです。設置をされている方に聞いてみると大体条件にもよるようですが年間の売電収入が50キロで200万、それと固定資産税が15万くらい年間かかるそうです。1500万円の借り入れをして設置をして10年で返済ということになると年間150万円の返済。そうすると10年間は儲けにならないけど損にもならないよと。10年経過して借入金の返済がなくなれば今度はその分が丸々その分収益として入ってくるんで損をすることがないよという風な言い方をされるのですけどね。先般とんでもないパネルの枚数で申請が出たんです。どういことだ、この50キロで800枚って出た。これを見ますと280枚あまりですね。それが800枚くらいで出たんです。聞いてみますと50キロ以上は中電は買い取りせんわけですから発電は続けようわけです。中電の送電線の方には50キロしか流れてないよと。残ったやつを蓄電池を設置して電気を蓄えとって発電量の少ない時にそれを中電に売電して50キロを確実に売電するためにパネル数を増やしとくんだという説明がありました。電力が余りだしたら一方的に電力会社が50キロのところを20キロというように流す電力を落として20キロしか買ってく

		れんよという。今の北海道や九州がそれが多いんですよ。町内で設置をされとる業者さんはもうこれからは新たな推進は恐ろしくてようせんわという。家庭用、屋根の上に上げたのがありますけれどもあれが8キロから10キロくらいですが10年たったら中電の買い入れ単価が8円になったように言っていました。そうするとそれでは合わんでしょということで蓄電池を売りにくるそうです。それが200万から250万くらいです。だから昼間余った電気を蓄えてといて夜使うというような形のものが今相当出まわるとるようです。5条申請について他にご意見ございませんか。無いようでございますので採決に移らせて頂きます。
	議長	議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第5号議案	議長	続きまして議案第5号「農地法施行規則第17条第2項の規定による指定地区の登録申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしています。小寺推進委員報告をお願いします。
	14番	6-4について報告します。場所は高蓋地区で高蓋郵便局から南東へ2.5キロの町道高蓋日別レ線に近い場所にあります。3月22日に事務局より局長、守多さん、佐伯会長、私の4名で調査をいたしました。空き家バンクに登録済みの空き家に付随する農地の地区指定ですが条件が3つほどここに書いてありますがいずれも条件を満たしていると思われます。46ページの写真に耕作されているように見える水田がありますがこれは誰か近所の人か隣家の方が草を刈られて管理されていたのかなぁと見受けられました。遊休化を防いでおられたんだなぁと見受けられました。以上です。
	議長	ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。この空き家につきましてはすでに売買が成立して居住されております。ございませんか？無いようでございますので採決に移らせて頂きます。
	議長	議案第5号「農地法施行規則第17条第2項の規定による指定地区の登録申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
第6号議案	議長	続きまして議案第6号「農地法関係事務処理ガイドラインの改正について」を議題とします。説明をお願いします。
		・太陽光発電設備に係る農地転用許可事務の取扱いについて
		・太陽光発電設備の設置に係る被害防除措置の妥当性の審査基準について

		<ul style="list-style-type: none"> ・農作物栽培高度化施設の設置のための届出に関する様式について
		<ul style="list-style-type: none"> ・行政不服審査事務について
		<ul style="list-style-type: none"> ・農振農用地区域からの除外を伴う事案の事務処理について
		<ul style="list-style-type: none"> ・農作物栽培高度化施設の設置のための届出等について
		<ul style="list-style-type: none"> ・一団の農地の判断について
		<ul style="list-style-type: none"> ・被災農地の非農地証明について
	議長	<p>ありがとうございました。改正項目だけを説明いたしました。ご質問ありましたらお願いします。事務局しか見ないような申請用紙もありますので皆さん方初めて見られるものもあると思いますがあくまで県のほうが作っておるガイドラインの改正に基づいて実施するものでございます。先程説明がありましたように太陽光を設置する段階において周辺農地の同意が必要な場合これは今後皆さん方が調査をして頂く過程の中でこれは隣の家の同意があったほうがいいのかなというようなものについてはご指摘を頂いて同意書を提出して頂く事が必要ですよということです。</p>
	1番	<p>判断基準として参考にさせてください。被災農地の取扱いについて水害等によって土砂が流入してという部分ですがすでに荒廃地化に近い状態になっていたようなものに土砂が流入したり若しくは石が跳んだりとかいうようなもので被災復旧の対象にならないで自力でやらざるを得ない到底できないというような案件で簡単には農地として復旧は無理だと諦められた場合そういう場合にここで調査に立ち会った場合この判断は認められないのか。</p>
	議長	<p>臨機応変にやらざるを得ないかなと思います。</p>
	事務局長	<p>その辺りは状況判断して頂いたらと思います。</p>
	議長	<p>それと100ページに一団の農地関係というのがありますが一種農地に認定する場合基盤整備をした…要するに国費等が入った土地は当然一種農地でございますがそれ以外に一団の一つの団地として10ha以上の地域においては基盤整備をしていなくても1種農地に認定をしてくださいよというのがあります。実は今月尾道での方でこれに該当する案件が出て色々県のほうでも議論をいたしました。要するに45、6haの一団がありましたがそのうちの半分くらいは基盤整備が完了しておりました。残りは基盤整備が全くされていない小さい田ばかりです。しかしそれはもう一団の農地ということで基盤整備されていないところも1種農地として認定されておる。農振地域にも入っていない、そういう所も1種農地にするのはいかがかという意見がだいぶ出たんですが県の方から言えば以前からここは農振地域へ入れるように指導は続けてきましたが行政の方がやってくれてないんですよという言い方が出ておりましたが結果的には一団の農地であるという形の中で5条申請が出たんですが却下しました。ですから高原町にはそれに該当するような広い所は恐らくないと思いますが一団の農地として除外をする対象では、要するに道路、河川等で遮断されて行き来ができない場合はそこで遮断していいよとなっておりますが道路の場合は片側</p>

		<p>2車線の道路。ここらではありません。それが通っている場合はそれが境になって10haを分割することができるよというようなことですが残念ながら高原町にはそういう土地もなければそういう条件のところもないので問題にすることはないのですが広い平野的な所はそういうものがけっこうあります。それはあくまで1種農地として整理しなさいよということですから農業施設以外とする場合無許可になることが多いという事が他地区にはあるということをお頭において頂ければと思います。このガイドラインについては先程も言いましたように事務的なことが中心にガイドラインを作ったものでございますので直接我々がこれを1件1件チェックしてというわけではないと思いますが今後我々が業務をやっていく中でこういうような縛りがあるんだということをご理解を頂きたいと思います。各市町の農業委員会でこのガイドラインについては承認を得ておるということが定められておりますので本日までご提案した内容でございます。変わった所だけを断片的に説明いたしましたので分かりにくかったように思いますがまたお帰りになられて十分お目通しを頂ければと思います。このガイドラインにつきまして皆さんのご意見も無いようでございますので高原町の事務処理ガイドラインとしてこのものを認定するという事で皆さんの採択を頂きたいと思います。</p>
	<p>議長</p>	<p>議案第6号「農地法関係事務処理ガイドラインの改正について」提案した内容通りご承認頂きます農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手多数でございますので提出いたしました通りガイドラインを改正させて頂きます。</p>
	<p>議長</p>	<p>以上で本日までご提案します議案については終了しました。</p>
		<p>午後3時3分</p>

		<p>以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。</p> <p>平成31年4月26日</p>
		<p>会長</p> <hr/> <p>5番 伊勢村委員</p> <hr/> <p>6番 小里委員</p> <hr/>